

## 2章 全体構想

### 1

### 都市の将来像と都市づくりの基本目標



#### (1) 都市の将来像と都市づくりの理念

津久見市第4次総合計画（平成18年3月策定。以下「総合計画」）では、市民みんなで描くようにしてまちを創り上げていくという思いを込め、本市の将来像を『みんなで描く 津久見未来図 食の文化とタイム産業が育む定住拠点』と掲げています。

津久見市都市計画マスタープランでは、市民の一人ひとりが津久見らしさに誇りをもって安心・快適に暮らし続けることができる都市づくりを目指すため、総合計画で示された将来像を基本とし、さらに、第1章で捉えた「津久見市の特性と課題」及び「津久見市活性化検討会」による提言を踏まえて「都市づくりの将来像」を以下のように設定します。

#### ■ 都市づくりの将来像

### みんなで描く 津久見未来図 ～豊かな自然の中で、ゆとりをもって暮らせるまち～

#### \* 都市づくりの基本的な考え方

本市は豊後水道に面したリアス式海岸や多島景観、さらには海面に迫るみかんの段々畑等、豊かな自然がまちの身近にあります。また、特急で小倉まで2時間30分、大分まで45分という時間距離にあるとともに、重要港湾津久見港や津久見ICの開通により物流拠点としての役目を担う等、本市は恵まれた交通立地条件を有しています。一方、人口流出は著しく、さらに近年は産業、農業人口も減少しており、全体的に活力の低下につながっています。

このような人口減少局面で発想の転換を図り、都市部にはできない「津久見らしい“ゆとりある生活”」の視点を重視したまちづくりを目指します。

そのためには、本市の都市機能が有する利便性を更に向上させるため、周辺の交通機能の見直しを行い物流の高次化を図り、津久見IC周辺の水晶山跡地の有効活用を図ります。

一方、本市は急峻な山地が市街地を取り囲んでいるという地形的特徴から、まちが拡散しにくい構造となっています。しかし人口密度の地域間の格差が少ないこと、さらには近年、農地が放棄されている傾向にあること等を踏まえると、今後は津久見駅周辺の市街地を活性化させる一方で空地等の集約化を行う等、メリハリの効いた都市計画の施策が必要です。

#### \* 都市の将来像イメージ

- ・豊かな自然を満喫しつつ利便性も確保しながら、都市部にはないゆとりを感じながら生活できる。
- ・近隣市にはない津久見独自の味と風景を満喫できる（津久見の自然・文化・歴史・食事・産業で観光客をもてなす）。
- ・交通利便性が高く他都市からのアクセスが容易であるため、多くの観光客が津久見を来訪し物流・観光の拠点となる。

## (2) 都市づくりの基本目標

### ① 豊かな自然環境と本市らしい景観の保全

津久見湾に伸びるリアス式海岸・背後に広がる緑豊かな山地やみかん畑等、後世に引き継ぐ財産として市民が誇りとする豊かな自然環境を保全します。港湾部に広がる大規模工場や大型船が往来する港湾景観は、海や山と一体となって津久見独自の景観を形成していることから、こうした地域独自の景観の価値を再発見して積極的に活用・PRに努めます。

また、これらの豊かな景観を保全するため、都市活動が環境に負荷をかけない持続的発展が可能なまちづくりを行うものとします。

### ② 平坦地の少なさを活かしたコンパクトなまちづくり

人口減少社会・低環境負荷型社会への対応を図ると同時に、津久見の魅力や便利さが凝縮した市街地の形成を図るため、都市機能がコンパクトに配置された都市構造の構築を目指すものとします。このため、海や山に囲まれて平坦地が少ないという本市の特徴を活かし、新たな都市基盤整備を必要とする市街地の拡大は抑制しつつ、現在の市街地内の低未利用地を活用することで、土地利用の集約化・高密度化を進めます。

特に、既成市街地内においては、生活道路・公園や広場・下水道等の都市基盤施設の整備及び維持・管理の充実を図り、便利で快適な居住環境の創出を目指すものとします。

### ③ 分かりやすく安全な交通体系の構築

本市では、鉄道・港湾・高速道路を密接に結びつけることができるという「強み」を持っていることから、これら広域交通体系の利便性を生かして市外からの企業誘致、居住人口及び交流人口の増大を図ります。このため、市街地内道路の案内性や走行性が悪いという「弱み」の解消に向けて、市内道路網の再構築を進めます。また、幅員の狭隘な道路の改善・歩行者空間の確保等を進めることによって、誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを目指すものとします。

### ④ 活性化に向けた地域間連携の強化

中心市街地と半島部をつなぐ道路を積極的に整備してきたことで、地域間の分断のおそれや利便性の格差は解消されつつあります。このため、今後は地域間をつなぐ道路の整備・改善を引き続き行うと同時に、産業・観光・交流等の地域間連携の強化によって、本市全体の利便性向上や活性化を目指すものとします。特に、高速道路 IC から中心市街地を経て山地部や半島部に点在する観光資源にアクセスする交通ネットワークを強化することによって、交流人口の増大が本市の活性化へつながるような仕組みの構築を目指すものとします。

### ⑤ 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

市民一人ひとりが津久見に暮らす誇りと愛着を持つためには、市民と行政とが一緒になって本市の進むべき方向性を考え、その実現化に向けて共に力を発揮していくことが必要です。このため、行政と市民がパートナーとして対話しながら協働によりまちづくりを進める体制を構築するとともに、市民の自主的・自発的なまちづくり活動が円滑に進められるような体制の構築を目指すものとします。

### (3) 将来フレーム

本市の総合計画では、コーホート法（変化率法）による人口推計を行い、平成27年度の目標人口については、今後、人口減少を歯止めすることによって19,000人を確保することを掲げています。

津久見市都市計画マスタープランでは総合計画の目標人口と整合を図ることを前提とし、将来人口として次のように設定します。

**目標年次： 西暦2,020年（平成32年）**  
**計画目標人口： 19,000人**

## 2 将来の都市構造



### (1) 土地利用の基本区分

#### ① 市街地ゾーン

現行の用途地域については「市街地ゾーン」に区分し、都市基盤施設の整備・計画的な市街地整備の促進によって、安全で快適な市街地形成を進めます。

#### ② 鉱業ゾーン

市域中央部に広がる鉱工業操業地区については「鉱業ゾーン」に区分し、鉱工業の生産環境の維持向上に努めるとともに周辺への自然環境への負荷の低減に努めます。

#### ③ 農地・山林ゾーン

市街地の背後地に広がるみかん畑等の農地、さらにその背後に広がる山地については「農地・山林ゾーン」と位置づけ、生産基盤の整備と農用地・森林の保全に努めます。また、豊かな自然を持つ山林については、自然とのふれあいの場として自然体験型レクリエーション機能の充実を図ります。

#### ④ 海岸ゾーン

リアス式海岸の半島部と島しょ部については「海岸ゾーン」と位置づけ、海岸線の保全・整備に努めるとともに、つくみイルカ島等の観光・交流機能の充実を図ります。

### (2) 骨格的拠点の配置

#### ① 都市核

津久見駅周辺の市街地一帯を本市の「都市核」に位置づけ、低未利用地の有効活用・都市基盤施設の整備促進によって、賑わいと活気にあふれた魅力ある拠点市街地の形成を図ります。

#### ② 副都市核

津久見市民会館、津久見中央病院、津久見市総合運動公園の周辺一帯を本市の「副都市核」に位置づけ、文化・医療・スポーツ等の都市機能の集積を生かして都市核を補完する拠点市街地の形成を図ります。

③ 新拠点形成地区 (P30・31、重要プロジェクト参照)

(津久見港青江地区)

津久見港青江地区については「新拠点形成地区」として位置づけ、都市核の中でも特に本市の中心をなす複合的な土地利用を配置し、都市的土地利用の高度化を目指します。

(水晶山跡地)

水晶山跡地については「新拠点形成地区」として位置づけ、関係企業と連携を図りながら、本市の活性化の柱となる整備計画の検討及び実現化を目指します。

④ 観光交流拠点

青江ダム・つくみイルカ島・保戸島・無垢島・長目地区の海岸沿いについては「観光交流拠点」として位置づけ、観光客の増加と住民の交流機会の増大を目指し、それぞれの特性に応じた施設整備・機能やソフト施策の充実を図ります。

(3) 連携軸の配置

① 広域連携軸

東九州の大動脈としての機能を持つ東九州自動車道については「広域連携軸」と位置づけ、佐伯以南への整備促進を働きかけることで県を越える広域間の連携強化を図ります。

② 都市連携軸

隣接する臼杵市・佐伯市方面に連絡する国道217号、県道佐伯津久見線及びJR日豊本線を「都市連携軸」と位置づけ、道路渋滞区間の改良等によって都市間の移動円滑性の向上を図ります。

③ 地域連携軸

都市核・副都市核から半島部・島しょ部をつなぐ道路・航路については「地域連携軸」と位置づけ、道路狭隘区間の改良・運行形態の見直し等により、地域間の移動円滑性の向上・地域間の交流機会の増大を図ります。

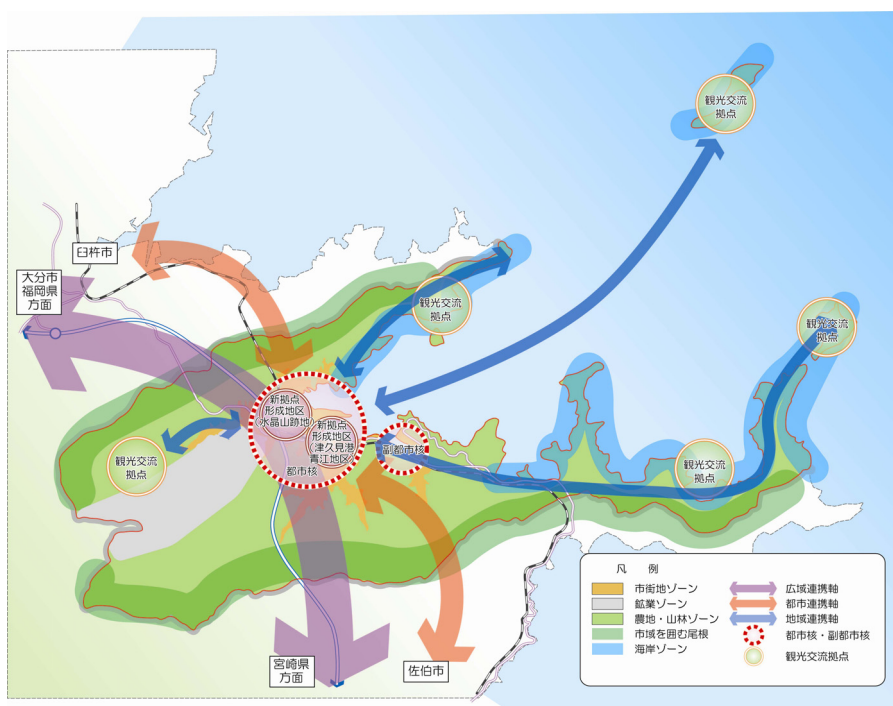


図 津久見市の将来都市構造



# 3 都市整備方針

## (1) 土地利用の方針

### 1) 土地利用の基本方針

本市は鎮南山・彦岳などの緑豊かな山地やリアス式海岸に代表される豊かな自然環境を有する都市である一方、その地形的制約から都市活動に資する平坦部は少なく、限られた土地に都市機能や交通機能が集積している状況にあります。

また、JR 津久見駅周辺の商業地は古くから本市の中心地として栄えてきましたが、車社会の進展、他都市や郊外部における大規模商業施設の立地により空き店舗の発生など空洞化現象が進んでいます。

本市ではこのような背景を踏まえ、交通利便性や未利用地を有効に活用し市街地における都市機能の高密度化を図り、効率的で環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを進めていくことを前提に土地利用の基本方針を以下のとおり設定します。

#### 《1》利便性の高い交通体系を活かした効率的な市街地の形成

高速道路 IC、駅、港など交通拠点の近接性を生かしつつ、市街地中心部への高次都市機能の集約化を図り、都市的土地利用の拡大をコントロールすることによって、コンパクトで環境負荷の少ない効率的な市街地の形成を図ります。また、津久見 IC に隣接した水晶山跡地を活用した新たな都市拠点の形成を図ります。

#### 《2》市の特性を踏まえた秩序ある土地利用の形成

地形的特性から住商工の様々な土地利用が近接する市街地においては、土地利用区分を明確化するとともに、地域地区制度・地区計画制度等の活用による秩序ある土地利用の形成を図ります。また、防災上及び住環境上の課題を抱える密集市街地については、都市基盤整備を積極的に推進し、適正な土地利用の形成を図ります。

#### 《3》豊かな自然環境の維持・活用

津久見湾を囲むリアス式海岸と、鎮南山・姫岳・彦岳に代表される緑豊かな山地、みかん栽培が営まれる農地については都市的開発を抑制し、貴重な自然環境・自然景観を後世に伝えていきます。また、これらの資源を活用した観光振興や自然体験・交流の促進を図ります。



高い利便性により今後が期待される津久見 IC 付近



土地区画整理事業で誕生した千怒地区

## 2) 土地利用の配置方針

### ① 中心商業地

津久見駅周辺及び国道 217 号沿道（津久見港付近）の商業地を「中心商業地」と位置づけ、基盤整備及び土地の高度利用化を進めつつ、多彩な商業機能の集積を図ります。このうち、津久見港周辺の商業地については大規模商業施設、宿泊施設を中心とした商業地の集積を図ります。既存の商店街については駅・港・その他公共公益施設の近接性を活かしながら、津久見港周辺の商業地と連携を図り、歩行者の回遊ルートの整備を進めるとともに、空き店舗の活用に住宅や高齢者の施設などの福祉関連施設を検討し、年齢層に応じた優良テナントの誘導・休憩所等の整備を図り、魅力ある商業地として活性化を図ります。

### ② 住商複合地

津久見駅南側の道路沿道や住宅地については「住商複合地」と位置づけ、住宅環境との調和を図りながら日常生活に密着した商業施設を許容する複合した土地利用の形成を図ります。

### ③ 一般住宅地

津久見駅周辺の住宅地や幹線道路沿いに広がる住宅地については「一般住宅地」と位置づけ、道路、下水道等の都市基盤整備を進め、良好な住環境の形成を図ります。このうち、国道 217 号沿道の一般住宅地については、住環境への影響に配慮しながら沿道型サービス施設の立地を許容した住宅地形成を図ります。

### ④ 専用住宅地

土地区画整理事業が実施されている津久見川、千怒川、県道佐伯津久見線沿いの住宅地については、「専用住宅地」と位置づけ、地区計画、建築協定等の活用により良好な住環境の維持・形成に努めます。また、その他の地区についても積極的に基盤整備を進め快適な住環境が形成されるよう努めます。

### ⑤ 工業地

セメント産業を中心とする工場の集積がみられる津久見港周辺の臨海部を「工業地」と位置づけ、緑地等の確保等により隣接する住宅地等との環境調和に努めながら、健全な操業環境の維持を図ります。

### ⑥ 複合工業地

津久見 IC 南側にみられる住工混在地については「複合工業地」と位置づけ、基盤整備を進めながら危険性や環境悪化の恐れが少ない工場を中心とした産業施設の維持・誘導に努めます。

### ⑦ 新拠点形成地区

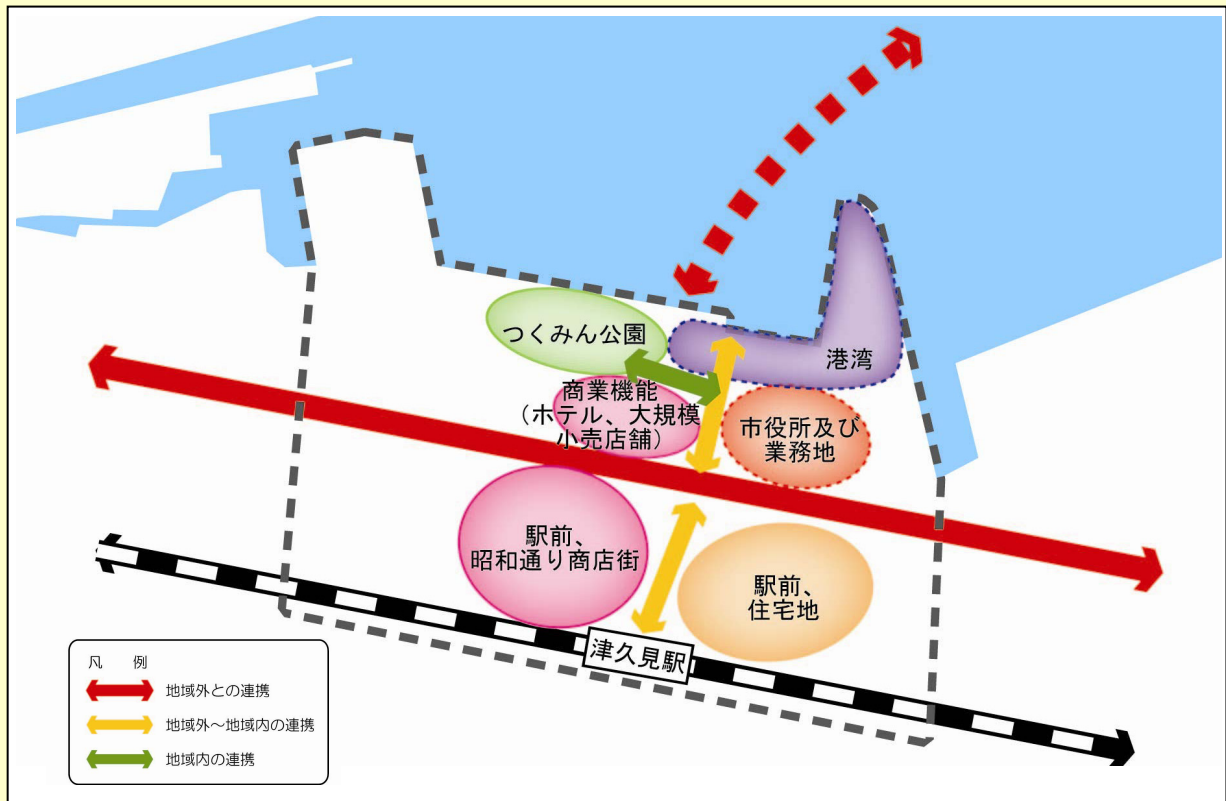
津久見港青江地区では、基盤整備及び土地の高度利用化を進めつつ業務機能として将来的には市役所等の行政機能を中心とする業務施設の形成を図ります。水晶山跡地については、津久見 IC の近接性等の交通利便性を活かし、地場産業であるライム産業の発展や新たな企業立地を含めた産業の創出拠点の形成を図ります。

【本市の重要プロジェクト1：津久見港青江地区周辺開発】

津久見港青江地区は、平成14年度完成の港湾事業により整備され、背後にはつくみん公園・スーパー・ホテル・飲食店などの立地により市民の生活に密着したものとなりつつあります。さらに、中心市街地拠点の核として、シビックゾーン・カルチャーゾーン・アミューズメントゾーンの役割を持たせながら、周辺地域を含めた賑わいの回復を考えているところです。そのような中、平成20年には国土交通省のみなとオアシスにも認定され、本市の各種イベントを集中させることにより、にぎわい拠点としての役割も持つようになっていきます。

しかしながら未だ活用には至っていない場所も点在している中、その大部分が公共用地であり、今後の活用も視野に入れる必要があり、そのひとつに市役所予定地があります。現在、市役所の課題としては、分散した施設を出来るだけ集約して、市民の利用しやすい、窓口を一本化（ワンストップ機能）した市役所とすることがあげられますが、現在の庁舎ではその対応に限界があります。また、防災の拠点となる現庁舎・消防庁舎は共に老朽化しており、耐震面からも新たな庁舎機能が必要であることから、津久見港青江地区への市庁舎移転を検討します。新庁舎建設については、市町村合併の動きなども念頭に置かざるを得ませんが、庁舎機能と同じ場所に他の機能を置くなどの民間のアイデアを盛り込むことも選択肢として検討しており、高齢者を含めた市民にとって利用しやすい都市機能のひとつとして位置づけます。

また、その周辺に商業施設や公共性のある施設・団体、民間の施設など多様な都市機能がコンパクトに集約された、生活空間を実現することを目標とします。同時に、イベント時や離島航路利用者の自動車利用が増加する傾向にあるため駐車場の確保も総合的に考慮する必要があります。



図：津久見港青江地区を中心とした将来構想図

**【本市の重要プロジェクト2：水晶山跡地開発】**

本市の再開発拠点として位置づけている水晶山石灰石採掘跡地は、貴重な土地資源であることから、関連する企業と市が一体となって取り組むことにより、地場産業であるライム産業の発展や、新たな企業立地を含めた産業の創出が期待できます。

そのため、本市は平成22年度から水晶山周辺の幹線道路整備を行います。これによりインターチェンジと水晶山跡地や各整備拠点間を結ぶ動脈として、また市街地と下浦地区を結ぶ安全・快適な生活道路として、市の発展に寄与する路線が確立されます。

現在、水晶山跡地の大部分は、稼働鉱山の雑岩処理場として有効利用されており、一部はバイオマス産業等に利用されていますが、全体の整地が終了するまでには20年近くの年月を要するとされていることから、今後は将来の土地活用を含め、関連企業とインフラ整備について検討してまいります。

水晶山跡地とその周辺状況





⑧ 山地・丘陵地

市街地南部に広がる緑豊かな山地・丘陵地や日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園に指定されているリアス式海岸などの豊かな自然環境を有する場所を「山地・丘陵地」と位置づけ、緑豊かな自然環境の保全を図ります。

その他、石灰石採掘跡地については計画的な土地利用を考慮した上で緑の復元を図り、うるおいのある都市環境の創出を目指します。

図 土地利用方針図（都市計画区域）

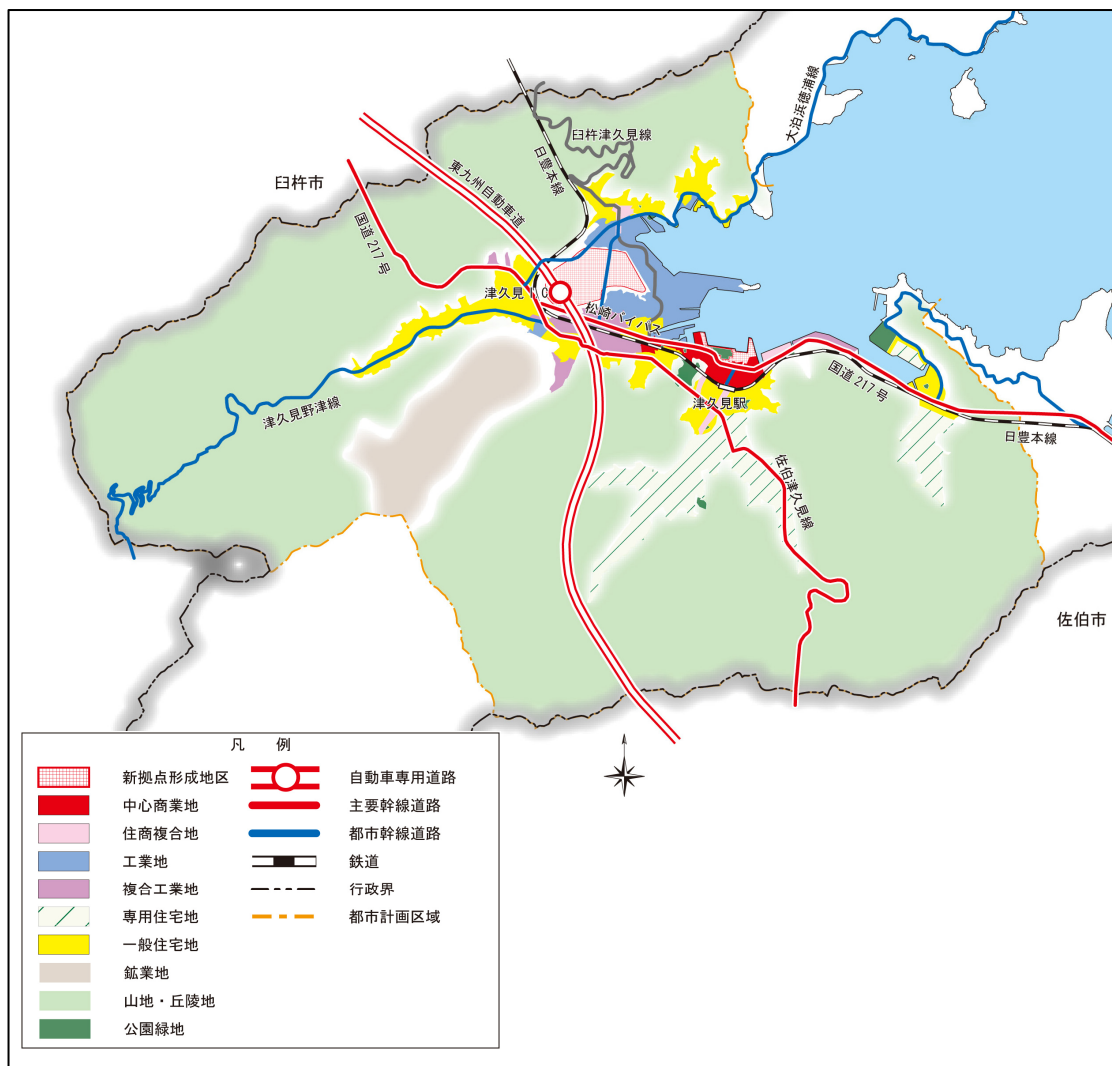
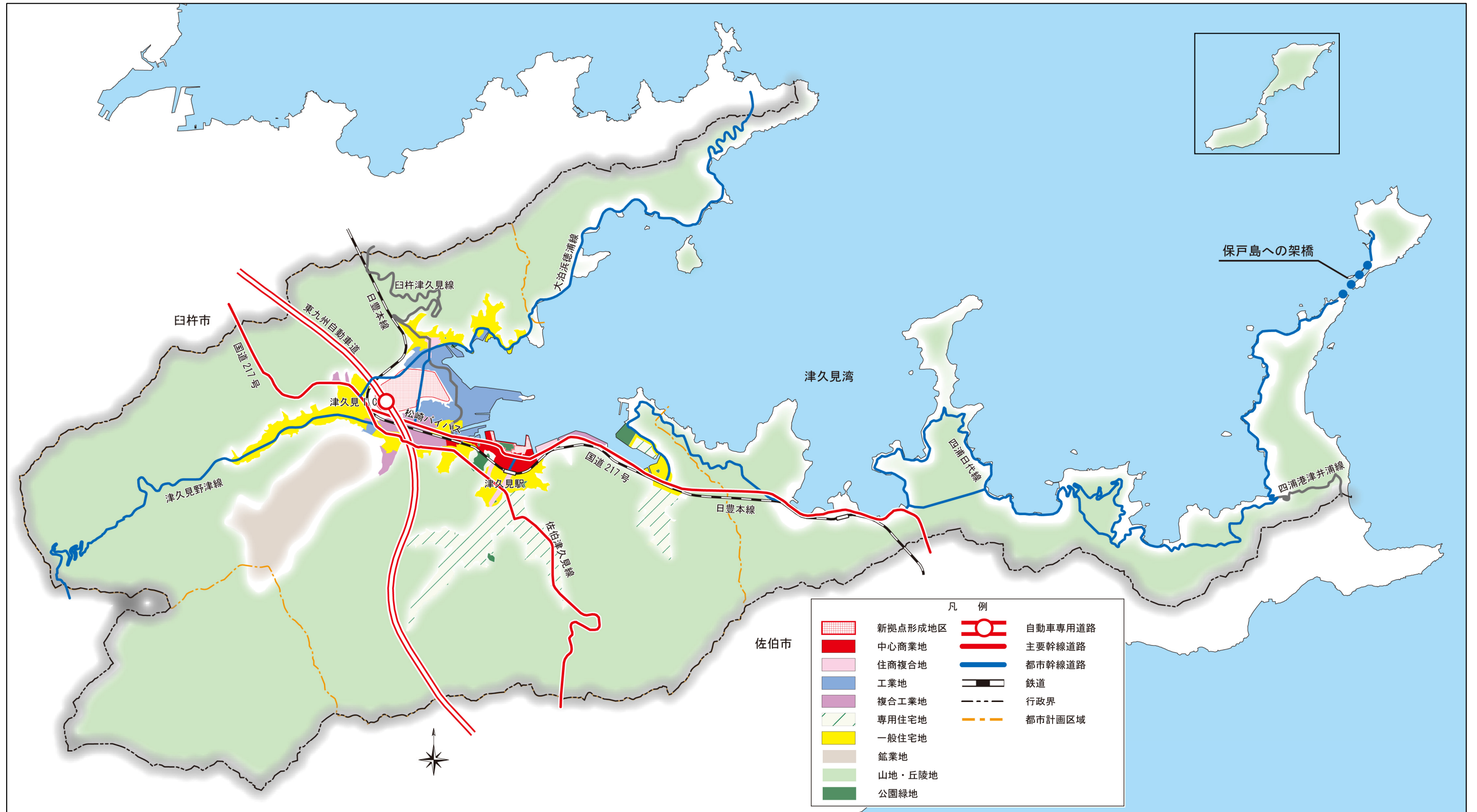


図 土地利用方針図（行政区）



## (2) 交通体系の整備方針

### 1) 交通体系整備の基本方針

本市の道路網は国道 217 号、佐伯津久見線等が主要な幹線道路として機能するとともに、これらが都市の骨格を形成しています。また、佐伯 IC までの整備によって広域都市への利便性が向上したほか、高速道路 IC・JR 駅・港湾が比較的近接した場所にあり、交通アクセス性は非常に優位な条件を兼ね備えています。

一方で、国道 217 号等の幹線道路の交通量が増大しているほか、市街地の道路は狭隘区間・未改良区間・鉄道踏切の存在によって渋滞も恒常化しています。特に各方面からの道路が狭い市街地内で集結しているため、分かりづらく生活道路への通過交通の流入もみられます。また、周辺都市と結ぶ県道などはリアス式海岸や急峻な山間地をっており、狭隘区間が多く離合も困難な区間が多く存在しています。

公共交通については鉄道・バス・離島航路があり、いずれも市民の日常の生活の足として重要な役割を担っています。しかし、人口の減少等で年々利用客数も減少しており、特にバス路線については路線の維持が困難になっています。

今後は、広域交通を円滑に市街地へと誘導する幹線道路の整備をはじめ、近接した交通拠点を有機的に結び、あわせて公共交通の維持・利便性の向上に向けた施策を展開することにより、少子高齢化社会並びに地球環境問題への対応を図り、過度な自動車依存型の社会から脱却させていく必要があります。

このような課題を踏まえ、本市の交通体系の整備方針を次のように整理します。

#### 《1》分かりやすく移動しやすい道路ネットワークづくり

安全・快適な市民生活の実現及び産業の維持・活性化を図るため、津久見 IC をはじめ、港湾・JR 駅・市内の各拠点を結ぶ道路の整備やボトルネック箇所の改善・案内の充実等を図り、分かりやすく移動しやすい道路ネットワークを形成します。

#### 《2》安心・安全な道づくり

市内各地域の連携強化を図るため、さらには災害時における避難路、緊急輸送ルートの確保を図るため、地形的制約条件等により円滑な通行が困難となっている道路の整備を進めます。

市街地内の道路については都市基盤整備の推進とともに、未整備都市計画道路の整備を推進し、通過交通を分離しつつ歩行者が安心して利用でき、歩いて楽しくなるような歩行空間の整備を進めます。

#### 《3》公共交通の維持・サービス向上

自家用車を利用しづらい市民に対し、快適な移動環境が提供できるよう各公共交通の維持・サービスの向上に努めるほか公共交通間の連携強化を図り、乗り継ぎ利便性の向上を図ります。また、道路混雑の解消・二酸化炭素の排出削減等、地球環境問題への対応の観点から、公共交通の利用促進を行います。

## 2) 交通施設の整備方針

### ① 道路

#### ○自動車専用道路

佐伯 IC までの開通により、大分市及び九州各地への交通利便性が向上しています。今後は、道路機能の維持及び佐伯 IC 以南の延伸を関係機関に働きかけていくものとします。

#### ○主要幹線道路

##### a 国道 217 号 ((都) 平岩松崎線・(都) 松崎高洲線・(都) 角崎新地線)

本市の都市構造の骨格を成すとともに、大分市や佐伯市を結ぶ国道 217 号を主要幹線道路と位置づけ、市街地内におけるバイパス道路(3.6.20 平岩松崎線)の整備、その他道路機能の強化や歩道の整備(バリアフリー化)、交差点改良等を関係機関に働きかけます。

その他、整備済となっている主要幹線道路の都市計画道路区間については現在の道路機能の維持管理に努めます。



(都) 角崎新地線

##### b 主要地方道佐伯津久見線 ((都) 大友彦の内線・(都) 井無田成守線)

本市と佐伯市を結び、国道 217 号とともに都市連携軸として機能する主要地方道佐伯津久見線を主要幹線道路と位置づけ、道路機能の維持・強化を関係機関に働きかけます。

また、都市計画道路区間については現在の道路機能の維持管理に努めます。



(都) 井無田成守線

#### ○都市幹線道路

##### a (都) 3.4.1 駅前線

津久見駅・国道 217 号・津久見港を直結する(都)駅前線を都市幹線道路として位置づけ、今後も道路機能の維持管理に努めます。



(都) 3.4.1 駅前線

##### b (都) 3.6.21 志手徳浦線

下浦地区の住宅地及び臨海部の工業地から発生する交通を、国道 217 号平岩松崎バイパスへと円滑に誘導する都市幹線道路として(都)志手徳浦線を位置づけ、早期整備推進を図ります。

##### c (都) 3.4.11 長野堅浦線

津久見 IC 及び国道 217 号と市街地北部の徳浦地区を結ぶ都市幹線道路として(都)長野堅浦線の未整備区間の早期改良に努めます。

#### d 県道津久見野津線（（都）3.6.5 井無田川内線）

本市と臼杵市野津地域を結ぶ県道津久見野津線（（都）3.6.5 井無田川内線）を都市幹線道路と位置づけ、道路機能の維持・強化を関係機関に働きかけます。また、都市計画道路区間については現在の道路機能の維持管理に努めます。



3.6.5 井無田川内線

#### e その他

上記の都市幹線道路に位置づけた道路に接続する県道等についても都市幹線道路と位置づけ、道路拡幅・交差点改良など道路機能の強化を関係機関に働きかけます。

このうち、（県）四浦日代線から保戸島への架橋については、関係機関と連携を図り早期実現に向け検討を図ります。



半島最端部から見た保戸島

#### ○補助幹線道路

上記の主要幹線道路・都市幹線道路に位置づけた道路機能を補完する都市計画道路等については補助幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備改良に努めます。

なお、長期未着手となっている都市計画道路のうち既に代替路線が機能しているなど整備の必要性が低い路線については廃止あるいは計画内容の見直しを行います。

## ② 鉄道・バス・船舶

公共交通の玄関口となっている津久見駅については、駅前広場の拡充を検討するとともに、駐車場・駐輪場を整備し、交通結節機能の強化を図ります。また、鉄道・バス・船舶等のダイヤ見直し等による交通機関の乗り継ぎ利便性の向上・日豊本線の複線化・列車本数の増加などを関係機関に働きかけ、日常利用客・観光客の利便性向上を図ります。

バスについては運行路線の維持を事業者とともに図るほか、バス路線となる道路の改良・利用者の利便性を考慮したバス停設置の検討、その他公共交通空白・不便地域におけるコミュニティバス等の導入検討などを進め、利便性の向上に努めます。

船舶については無垢島・保戸島への航路の維持を事業者とともに図るほか、観光面での活用を含め、増便等アクセスの向上に努めます。

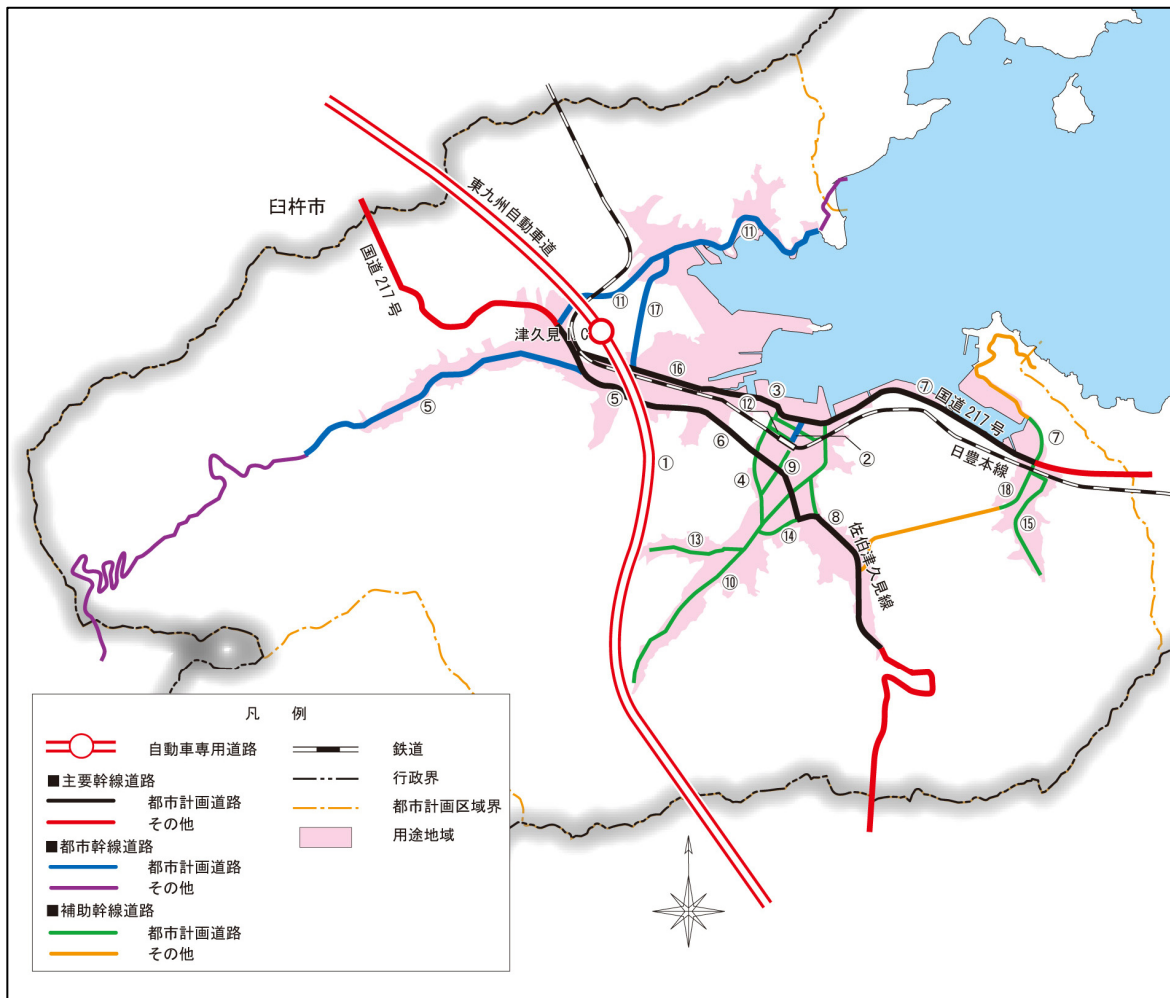


定期路線バス（臼津交通バス）



離島航路（マリンスター）

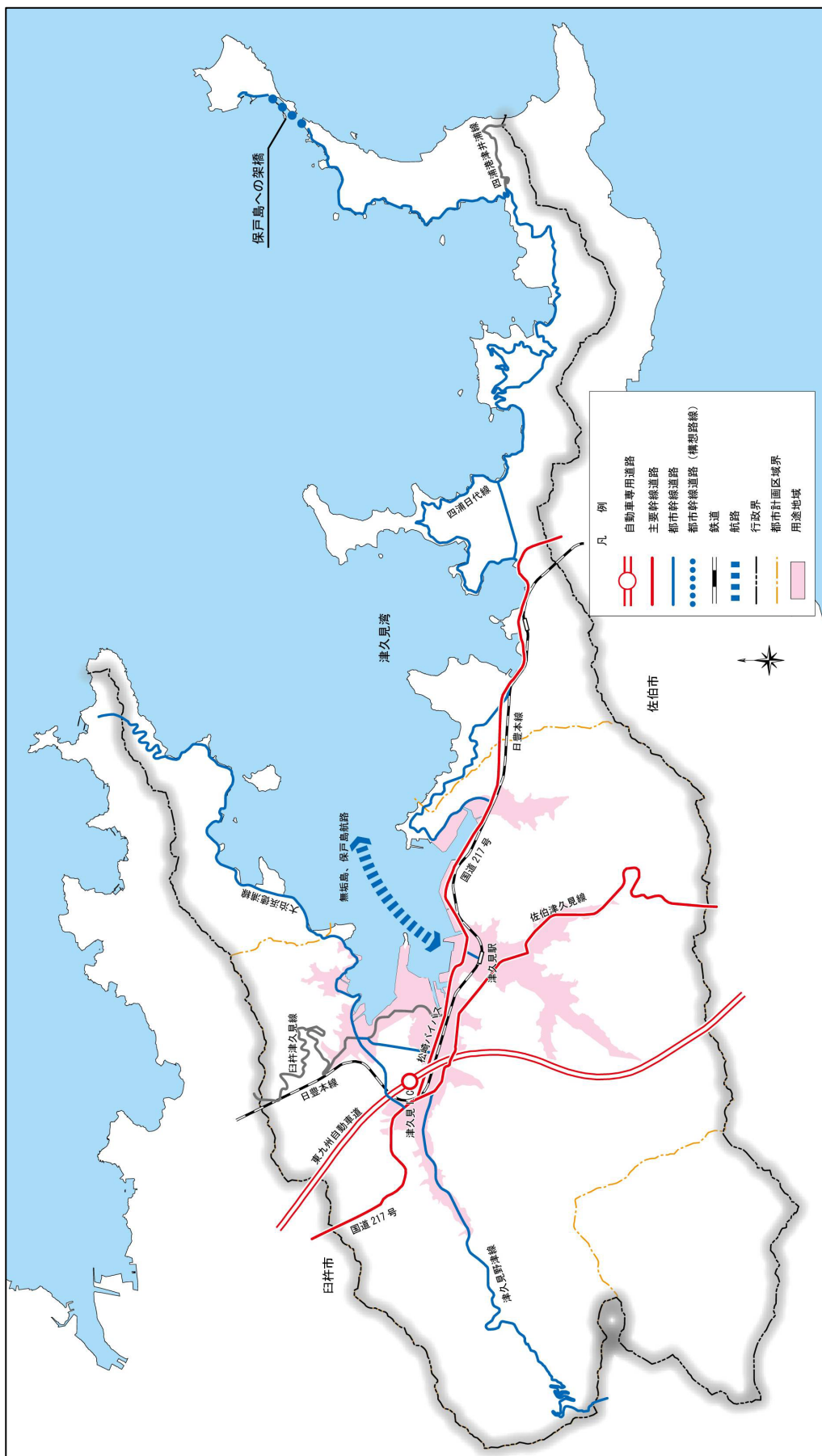
図 交通体系整備方針図（都市計画区域）



図面番号	路線番号	路線名称
①	1. 3. 1.	青江津久見線
②	3. 4. 1	駅前線
③	3. 4. 2	松崎高洲線
④	3. 5. 3	角崎中田線
⑤	3. 6. 5	井無田川内線
⑥	3. 6. 6	井無田成守線
⑦	3. 4. 7	角崎新地線
⑧	3. 5. 8	大友彦の内線
⑨	3. 6. 9	駅裏線

図面番号	路線番号	路線名称
⑩	3. 6. 10	高洲中の内線
⑪	3. 4. 11	長野堅浦線
⑫	3. 7. 12	姥目線
⑬	3. 6. 16	西の内線
⑭	3. 5. 17	成守大工線
⑮	3. 5. 19	千怒線
⑯	3. 6. 20	平岩松崎線
⑰	3. 6. 21	志手徳浦線
⑱	3. 6. 18	千怒彦の内線

図 交通体系整備方針図（行政区域）



### (3) 市街地整備方針

本市の市街地整備は、戦後よりこれまで土地区画整理事業が都市計画決定されるなど、土地区画整理事業を中心とした市街地整備を行っており、平成 22 年度中に完了予定の第二千怒地区以外は全て完了しています。

地形的に平地が限定的であるという本市の特徴から、今後未整備の平地を大規模更新していくことは困難であることから、今後は中心市街地の活性化や既成市街地の建物密集地区の更新が必要です。また、都市機能発展の観点から津久見 IC 周辺の石灰石採掘跡地の活用が望まれる中、さらなる利便施設の充実をはじめ住宅などの複合的な土地利用を図り、本市の中心的なプロジェクトとして位置づけ推進していくことが望まれます。

#### 《1》中心市街地の市街地更新と農漁村集落等の既成市街地の整備方針

本市の中でも特に人口密度が高い津久見駅周辺の中心市街地においては、中・低層住宅地として良好な居住環境の保全・創出を図ります。家屋が密集していることから既存道路の拡幅や新たな道路整備が困難な地区においては、居住環境の改善・防災危険性の軽減を図るため、必要に応じ土地区画整理事業の実施や地区計画の導入を検討します。

また、農漁村集落では狭隘な道路が多く、老朽化した木造住宅が密集しており、災害の危険性が年々高くなっていることから生活道路の拡幅・整備による居住環境の改善を図りますが、道路拡幅や新たな道路整備が困難な地区においては、今後の建て替えの進め方について検討します。



JR 津久見駅近傍の中心市街地の様子



木造住宅が多い漁村集落の様子

#### 《2》水晶山周辺の市街地整備方針

本地区は、平野部が狭い本市において貴重な未利用地です。また、津久見 IC 及び津久見港等の広域連携軸が交差する利便性の面からも重要な拠点です。

現在、本地区は都市計画区域内ですが用途地域指定はありません。今後、本地区の活用の方向性について熟度が高まり次第、良好なまちづくりをすすめるため、用途地域の指定を行うとともに、国の制度の活用による基盤整備を検討するとともに地区計画や建築協定等を導入し、本市の活性化につながる市街地整備を推進します。



#### (4) 公園・緑地の整備方針

##### ●公園緑地整備の基本方針

公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるとともに、災害時には避難場所となる等、多面的な機能を有する都市施設です。本市には、街区公園 11 箇所・近隣公園 3 箇所・地区公園 1 箇所の合計 15 箇所の公園が都市計画決定されており、すべての公園で全面供用しています。その中でも、港湾事業によって埋め立て整備した近隣公園である「つくみん公園」には、隣接する臼杵市や佐伯市からも多くの利用者が訪れています。また、千怒旭付近の総合運動公園は、市民野球場が併設されており、平成 20 年の国体軟式野球の会場として利用されるなど、本市の重要な公園のひとつとなっています。しかし、15 箇所の公園の中には利用度が少なく快適さを失った公園もあることから、今後の公園の在り方や設備について住民の意見を取り入れ、地域住民の生活に合った都市公園の整備を実施していく必要があります。

こうした課題をふまえ、公園緑地整備に関する基本方針について以下のように設定します。



湧水めだか公園（千怒区画 3 号公園）

#### 《1》都市計画公園・緑地などの配置方針

市街地や住宅地における公園の中には、利用度の少ない快適さを失った公園もあることから、住民が生活のゆとりと快適さを実感できる都市公園の整備・拡充を図ります。そのため、住民アンケートを実施し、公園の在り方や設備について住民の意見を取り入れた公園整備を行います。

一方、市街地における貴重な樹林地である社寺林は緑地保全地区への指定を検討し、その持続性を図るとともに、工業系用途地域における工場地域の緑地は緩衝地として存続を図ります。また、丘陵地は風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続を図ります。

#### 《2》公園の整備に対する選択と集中と維持管理の方針

今後、都市公園等の整備に当たっては選択と集中の観点から、効果の高い場所の整備を進めていく必要があります。そのため、本市の代表的な景観の一つである採掘場跡地周辺などでは、修景と緩衝のための緑地を設けることにより、本市独自の都市環境を創出します。

新規に公園緑地を整備する際には周辺住民の意見を取り入れ、里親制度による維持管理を踏まえて整備することを検討します。

既成公園の内、「みなとオアシス」に認定されたエリア内にあるつくみん公園は、市民の交流拠点としてイベント等のソフト面も併用し様々な活用を推進します。総合運動公園は本市の「市民のスポーツ活動拠点」として位置づけ、スポーツの振興に寄与するための施設整備とその維持管理を図ります。一方、宗麟墓地公園は、本市の「歴史を伝える拠点」として位置づけ、大友宗麟の終焉の地（余生を送ったところ）として内外に広く PR し、その施設の維持管理を図ります。

なお、リニューアル時には周辺住民とのパートナーシップによる維持管理を検討するなど住民のアイデアを活かし、利用者に親しまれる公園づくりを推進します。

### (5) 自然環境の保全の方針

#### ●自然環境保全の基本方針

本市は、津久見湾を取り巻くリアス式海岸や山を抱えた豊かな自然環境にあるなど自然豊かな都市となっており、市民はこの自然環境から多大な恩恵を受けながら生活しています。この美しい自然環境をこれまで守り続けてきましたが、近年では中山間地域・漁村集落の過疎化等による自然環境や農地の荒廃が懸念されていることから、これらを抑制する新たな方策を検討することが必要です。

こうした課題を踏まえ、自然環境保全に関する基本方針については以下のように設定します。

#### ●自然環境保全の方針

優れた自然環境は将来に引き継がなければならない財産であることから、豊後水道県立自然公園に属する丘陵地の良好な自然環境や日豊海岸国定公園につながるリアス式の海岸線などは、市街地に近い豊かな自然緑地として、また自然との共生・環境への負荷の軽減の観点から保全を図ります。

津久見湾内に浮かぶ島々の一つに無垢島があり、この島の手付かずに残された自然は学校関係機関の体験学習の場として活用されていますが、本市の海岸については動植物の生育生息場所として保全を図るとともに、海水浴・釣り・自然観察等のレクリエーション活動の場としてさらに活用を図ります。

山林については、保安林区域や地域森林計画対象民有林等の運用普及及び指定拡充を通じて計画的に保全されるよう働きかけます。このうち、市街地に隣接する丘陵地については、地権者や地域住民の意向を踏まえながら、緑地保全地域や風致地区等を活用した保全を検討します。また、豊かな自然環境を体験・交流する場として、広場やレクリエーション施設等の整備推進を検討します。

河川については、本市では市街地内部を多く通過しており、工場排水や家庭排水等の流入については、公共下水道整備や合併浄化槽等により汚水の流入を防止するなどして、生態系保全の観点からも河川の水質浄化を推進する必要があります。

農地については、優良な農地として保全に努めるものとし、特にみかんの生産を中心とした丘陵地の農地を保全します。



高浜海水浴場



市街地を流れる津久見川



急斜面で営まれるみかん畑

## (6) 都市景観形成の方針

### ●都市景観形成の基本方針

津久見湾には、湾内に点在する島々をはじめ、半島部のリアス式海岸が続くとともに、海面に迫る山並みやみかん栽培の段々畑などが織りなすなど、本市の都市景観は独特な景観を呈しています。特に、リアス式の海岸線を有する海辺は日豊海岸国定公園に、市街地背後の丘陵地は豊後水道県立自然公園に指定されており、良好な自然景観となっています。

一方市街地には、JR津久見駅から津久見港周辺に広がり本市の中心市街地となっている市街地景観が見られるとともに、市内の所々に出現するパイプラインや工場施設など巨大なセメント工場や市街地に隣接する採掘場跡地周辺の鉱業景観が広がっています。特に鉱業景観は東九州自動車道の玄関口に位置することから、本市の象徴的な景観であるといえます。また土地区画整理事業が行われ整然としたまちなみを呈している住宅景観なども特徴的です。これらの様々な個性を持つ景観が本市独自の景観であることから、これらの景観を良好に維持保全・新しい景観を創造しながら「津久見らしさ」を増大していくことが必要です。

また、本市は大友宗麟の終焉の地として有名であり、現在も大友宗麟公墓として残っています。さらには市内に多くの石造文化財が点在しており、これらの歴史的な資源の保全が必要です。

こうした課題をふまえ、景観形成に関する景観形成方針について以下のように設定します。

### 《1》多様な自然や自然の恵みが織り成す景観を守り育てる

津久見湾を取り巻くリアス式海岸や山を抱えた豊かな自然景観は、本市の骨格となる景観であり、その内側に集約された都市景観の背景としても重要です。これらは国定公園・自然公園内にあり開発行為の抑制がなされているため、これらの保全を図ります。また、本市内には多数の良好な視点場（ビューポイント）があり、それらから眺望できる建築物の制限や指導等を検討するなど、自然環境の保全とあわせた眺望景観の保全を図ります。

しかし近年、山地景観のふもとの農業振興地域内に広がる畑等が放棄され景観的な問題が発生しており、これらの対策が必要であることから、緑地保全地域制度の導入を検討します。一方、みかん畑等の耕作地の景観については、遊休農地の活用方策の検討も含めて検討します。



四浦展望台

### 《2》独自性ある鉱業景観と周辺が調和した景観をつくる

津久見 IC 周辺の跡地景観や中心市街地に隣接する工場群は、本市の基幹産業であるセメント産業の象徴的な景観となっています。この景観を津久見らしさとしてPRする一方、採掘場跡地の景観や操業中の工場については、一般住宅地等への緩衝緑地帯の整備など、周辺との「つなぎの景観」を創出することにより、周辺と調和した景観を目指します。



一般道路と交差するパイプライン

### 《3》 活気ある市街地景観をつくり育てる

専用住宅地については、基盤整備時に併せて街区公園等の整備は進んでいます。今後も市街地形態や住民意向等を踏まえながら、地区計画・建築協定・緑化協定等を活用した良好なまちなみ景観の形成及び誘導を図ります。

中心市街地の商業施設や幹線道路沿道の店舗については、地域の特性に応じた形態・色彩・デザインを検討し周辺との調和に努めるとともに、屋外広告物の設置制限についても理解を求めよう努めます。一方、特に中心となる街路については、良好なまちなみ景観の形成及び誘導を図ります。

市街地景観としては、特に住宅地等の身近な緑の創出を推進することが必要であるため、新たな市街地形成の際には、緑化地域を指定すること等を検討します。



千怒地区の整然とした街なみ

### 《4》 地域の歴史・文化的景観を守り活かす

大友宗麟ゆかりの地として今も残る大友宗麟公墓をはじめ、市内に多く点在する石造文化財などは本市の貴重な歴史資産であることから、これらを恒久的に保全します。一方、本市の各地域では、県指定無形文化財である「堅浦霜月祭りの芸能」や市指定無形文化財である「津久見扇子踊り」・「ジョウヤラ踊り」など現在も数多くの祭りや伝統芸能が行われていますが、これらは非日常的景観として今後も市民に受け継がれるために各地域で後継者育成を行っていく必要があります。



津久見扇子踊り

### 《5》 人や自然とネットワークされた景観を守る

市内だけでなく市外の人々も通過通行する幹線道路沿道については、自然景観・市街地景観等と調和すべきであることから、景観阻害要因の排除及び規制誘導を行うとともに、関係機関・民間企業及び地域住民の協力を得ながら、緑や花などの修景による沿道景観を保全します。

河川については、本市には青江川・津久見川・徳浦川・千怒川といったいずれも2級河川が流れており、川幅も比較的狭いことから市民にとって身近な河川景観を呈しています。さらに河川管理者と協議しながら、親水空間の創出や眺望の視点場となりやすい橋上等の修景など、市民にとってより身近な河川景観の創出を図ります。



青江川の景観

## (7) 都市防災の方針

### 1) 都市防災の基本方針

これまでの災害履歴を見ると、地勢が急峻であるために、瞬時に降雨の影響を受け、急傾斜地及び河川を中心とした自然災害に見舞われてきました。それらを踏まえ、保安林など面的・質的強化とともに災害危険予想地域の指定の強化、土砂災害警戒区域の指定の拡大などにより市街化の抑制を図ります。

本市に限らず大分県では、気象災害のほとんどは台風・梅雨・低気圧（前線）によるものであり、特に気象災害の大半は大雨による水害・土砂災害です。最近では、温暖化現象がもたらすゲリラ豪雨も発生しており、台風などの発生以外にも災害が起こる可能性もあります。

また、過去には台風の襲来で発生した波浪により漁港施設の損壊や道路決壊等の被害を受けています。本市は、急傾斜地崩壊危険区域・土石流危険区域など、災害危険区域に数多く指定されていることから、台風の直撃により水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。

地震災害では、1921年（大正10年）以降、震度4以上の震源のほとんどが日向灘と豊後水道であり、地震予知連絡会が伊予灘及び日向灘周辺を特定観測地域に指定しています。津波については、豊後水道や伊予灘を震源とした地震が本市に津波を起こした例はないものの、大分県沿岸に津波が到達した地震のほとんどが日向灘付近で発生しているという状況にあります。また、東南海・南海大地震の発生予測も高いことから、これまでに経験したことのない災害を受ける可能性もあることを視野にいれなければなりません。

本市は既成市街地をはじめ、農村集落・漁村集落などに老朽化が進んだ木造家屋が密集している地域があり、地震等による火災の発生等、都市機能の脆弱性を示すところがあります。

災害は、いつ・どこで発生するか分からない上、たとえ確率が低くても大惨事に至るケースが多く、またすべてを防ぐことは不可能です。しかし、平時から対策を講じることにより大災害の発生及び被害の程度を低減することが可能です。そのため、ハードだけでなくソフト的対策を併せて講じることにより、災害につよいまちづくりを進めることが求められます。このような本市の災害特性や近年の災害による教訓を踏まえ、都市防災の基本方針について以下のように設定します。

#### 《1》防災に向けた計画的な各種事業の推進

土砂災害や水害などの発生を未然に防ぐため、砂防事業や治山事業・急傾斜地崩壊対策事業などの推進を図り、防災意識啓発等の総合的な土砂災害対策をはじめ、護岸整備・河川改修などの実施の促進を図ります。

#### 《2》減災に向けた市街地整備の推進

地震や火災に伴う被害を最小限に抑えるため、建物の耐震化・不燃化、延焼遮断帯の整備、木造密集市街地の改善、消防・救助用活動道路の確保等の促進を図ります。

#### 《3》避難場所・避難路の確保

災害発生時に安全かつ迅速に避難できるようにするため、各地域において十分な避難路及び避難場所を確保します。特に、密集した住宅地においては、敷地のセットバック等による狭隘道路の解消を図ります。

### 2) 都市防災対策

#### 《1》水害・土砂災害対策

本市は地形・地質条件等から、がけ崩れ・地すべり・土石流等山地に起因する災害を受けやすい特質があります。地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害・流出土砂による貯水池の埋没・氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念されます。

山地災害危険区域・山腹崩壊危険区域・土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全県的に比べて多くなっています。そのため、従来から県計画により逐次整備されていますが県事業計画へ働きかけを行い、引き続き緊急性の高い箇所から事業推進を図ります。

#### 《2》地震・火災対策

地震の発生に伴う火災の延焼防止を図るため、建築物が密集する市街地を中心として防火地域・準防火地域の指定の可能性も検討し、建築物等の不燃化促進を図ります。また防火地域・準防火地域以外の地区においても、積極的に建築物の耐震化・不燃化を推進します。その他、家屋が密集する市街地及び中心市街地においては、建築物やブロック塀等の倒壊や窓ガラス・看板等の落下による被害、避難路の閉塞等を防止できるよう、建築物や付属構造物の改善の指導に努めます。

また、東南海・南海大地震の発生予測も高いことから、地震や津波被害を想定し、広域避難場所の指定や誘導表示・安全地帯表示・津波到達予測時間の周知を行うとともに、長期の避難生活が可能な防災拠点の確保について検討を行います。

### (8) その他の都市施設の整備方針

#### 1) 下水道の整備方針

下水道については、公衆衛生のさらなる向上、良好な水環境の保全及び都市の持続的発展を目的とした整備を推進します。あわせて、地震時の機能確保等による災害への適切な対応に取り組みます。現在、公共下水道の全体計画は 604 ヘクタールですが、近年の人口減少等の社会状況の変化を踏まえて見直しを行ない津久見処理区 316 ヘクタールとし、概ね 10 年以内には津久見処理区 298 ヘクタールを整備する目標です。なお、平成 41 年度末には下水処理人口普及率 55.8 パーセントを目標とします。また、水洗化率が依然として低いことから、住民と一体となり水洗化率の向上を目指します。

公共下水道区域外は合併処理浄化槽と漁業集落排水事業で推進していきます。

#### 2) 上水道・簡易水道の整備方針

主要管路については、耐震性の高い管種の更新を行います。また、本市として全体的・計画的なまちづくり・都市基盤整備を進める中で、効率的な水道運営を目指します。

#### 3) 河川の整備方針

河川については、特に青江川・津久見川については、市街地を縦断する主要な河川であることから、治水機能に加え景観的視点にも配慮し、水辺環境や親水空間の整備など人と身近な自然が共存できる場としての整備を検討します。